

經濟論叢

第137卷 第6号

-
- マルクスにおける貨幣と時間（上）……………八 木 紀一郎 1
- 『資本論』第2巻第3篇「社会的総資本の再生産と流通」における外国貿易捨象の命題について（上）……………板 木 雅 彦 17
- イギリス東インド会社と在インドのイギリス人私商人……………今 田 秀 作 32
- トヨタ自工の工場展開……………塩 地 洋 56
- 19世紀中葉期イギリスのファーニスにおける鉄道建設と鉄鉱山業……………阿知羅 隆 雄 83
-

昭和61年6月

京 都 大 学 經 濟 学 會

イギリス東インド会社と在インドの イギリス人私商人

——総督ウェルズリ時代のイギリス東インド会社1798—1805 (2)——

今 田 秀 作

はじめに

絶対王制期より産業革命終了時に至る2世紀半にわたってイギリスの対アジア交渉を独占し、近代ヨーロッパとアジアとの関係史上に巨大な地歩を占めながら、その果たした歴史的役割についてはいまだ極めて不分明なままに置かれているイギリス東インド会社。われわれは、250年に及ぶ東インド会社史の一つの大きな曲り角が、従って会社に与えられた歴史的な位置付けを凝縮的に表現する一時期が、1800年前後のベンガル総督ウェルズリによって指揮された時期にあることを見出し、さしあたりウェルズリの諸活動のすじみちを追うことを主要な課題として考察を進めてきた。

さて前稿¹⁾での主要な検討対象をなした精力的な膨張政策と並んで、ウェルズリの諸政策においてとりわけ注目されるのは、彼の行った貿易独占権の修正、すなわち彼によってインドに居住するいわゆるイギリス人私商人²⁾の英印貿易

1) 拙稿「1800年前後における英領インドの拡大とイギリス東インド会社」『経済論叢』第136巻第1号、1985年7月号。

2) 当時東インド会社に直接所属する人員および活動と区別して、それ以外のものはすべて私的 private という言葉をもって表現された。すなわち会社使用人以外の者で経済活動を行ったのが「私」商人であり、私商人の貿易活動に会社使用人が自己勘定で行う貿易を含めて「私」貿易と呼ばれた。私商人は、大きくアジア（主にインド）に本拠を置く者と、本国に本拠を置く者とに区別される。本稿では、インドに居住するイギリス人私商人を在インド私商人、あるいは単に私商人と呼ぶことにする。中里成章「ベンガル監一揆をめぐって(1)」『東大東洋文化研究所紀要』第84冊、1981年、112ページ参照。

への参入が許されたことである。周知のように、「喜望峰よりマゼラン海峡にいたる」³⁾ 範囲の貿易独占権を保持しつつ創設された会社は、18世紀末より序々に独占権の緩和・喪失の過程を辿り、1813年にインド貿易が、続いて1833年に残る中国貿易が開放され、同時に会社は自らの商業活動を停止する。こうした会社の独占的地位からの後退とその商業活動の停止とを含む一連の過程は、同時に私商人がアジア貿易の担い手として抬頭し、ついに会社に代ってその主役の座を占めていく過程にほかならず、ウェルズリの政策は、インドに居住する私商人を英印貿易に参入させるといふ部分的修正にとどまるとはいえ、こうした一連の推移に一段階を画すものといえる³⁾。本稿では、ウェルズリの政策の対象となった在インドのイギリス人私商人と会社との関係の考察をつうじて、彼が独占権修正に踏み切った事情を明らかにすることを中心的課題とする。この点の考察からは、さしあたり以下の諸点の解明を期することができるであろう。第一に、膨張政策（前稿）と貿易独占権修正（本稿）というウェルズリの二大政策に注目しつつ、両者の内的連関を明らかにすることをつうじて、彼の諸活動のすじみちを全体として呈示すること。第二に、イギリス人のアジアにおける活動は、会社の活動と私商人のそれとの両者から成り、かかる意味で両者の関係の考察をつうじてイギリス人の活動の全体像を描き出すこと。第三に、以上二点の考察を手懸りに、会社の独占的地位からの後退と他方での私商人の抬頭という会社後半史を貫く動態的変化の歴史的意味を一定明らかにすること。以下これら諸点の解明を念頭に、東インド会社の果たした歴史的役割の検討を進めていきたいと思う。

ここで会社と在インド私商人との関係についての従米の通説的理解を示すな

3) ウェルズリ着任に先立つ1798年に、貿易独占権に対する最初の修正が行なわれた。その内容は、会社船（会社がチャーターした船舶）の積荷量のうち、年間最低3,000tを会社以外の者に開放するというものであった。この修正の特徴は、個人の物産を運ぶのがあくまで会社船であることにあり、その意味で私貿易を会社の強い統制下に置くものであった。ウェルズリの政策は、インドの私商人が自らの所有する船舶で自由に英印貿易を行うことを許した点で、1793年の修正を大きく踏み越えたといえる。一方1813年のインド貿易の全面開放との相違は、本国の私商人が対象とされていない点にある。1793年の譲歩を定めた特許法 charter act は、A. C. Banerjee, ed., *Indian Constitutional Documents*, vol. 1: 1757-1858, 1945, pp. 132-156 に抄録されている。

ら、それは前稿で紹介した東インド会社＝前期的資本説を前提に、私商人を会社の対極に位置する「近代的」・「平和的」資本として類型把握し、両者の関係については、これをもつばら相互対立とそこにおける前期的資本の一方的敗北・没落をもって描くとともに、両者の角逐のうちに、イギリス・アジア支配の「暴力性」＝「前近代性」より「人道性」＝「近代性」への転換の具体的表現を見出したのであった⁴⁾。だが本稿で果たされる両者の歴史的関係の再検討は、以上の理解に重大な修正を迫りつつ、総じてイギリス支配の本質に関わる、通説とは対照的な事態の進行を浮彫するものである。

I 英印貿易の発展と在インド私商人

(1) 重商主義的植民地建設構想

すでに前稿で確認したように、ウェルズリがインドにおいてなさんとしたことは、一方でインドにおけるイギリスの領土保有を拡大しつつ、他方それを楨杆ともして、対インド貿易において、イギリスが他ヨーロッパ列強に対し優位を占めること、あるいは究極的にはそれを独占することにあつた。われわれは前稿同様、本稿においてもかかる構想の実現過程を追うことを主要課題とするが、今ここで暫く彼の構想の歴史的規定性を問題とするなら、われわれは上記構想が、基本的に、いわゆる重商主義政策の範疇にあることを承認しないわけにはいかない。すなわちこの構想は、他に国債制度、近代的租税制度、保護貿易制度と並んで、重商主義政策体系＝原蓄促進政策体系のうちにその主要契機をなした植民制度 (colonial system) をインドに及ぼさんとしたものと捉えることができるのである。ここでウェルズリの構想にみられる重商主義的特質をいくつか挙げるとすれば、さしあたり以下の諸点を指摘することができよう。

第一に、植民地を領有し、かつかの航海条例にその法律的表現をもつ厳格な植民地貿易統制をつうじて、植民地のもたらすあらゆる權益を、いわば強権的

4) 代表的なものとして、わが国のイギリス東インド会社研究における通説形成に大きな位置を占めてきた松田智雄『イギリス資本と東洋』1950年がある。

に掌握せんとするその政策目標のうちに、自由主義とは対蹠的な、重商主義的「独占の精神」をみることができること。

第二に、上記構想が大航海時代以来ヨーロッパ各国を捲きこんで繰り広げられてきた地球的規模での商業覇権・植民地争奪闘争＝重商主義戦争を背景にもち、それに促迫されたものであること。すなわち当該期は、英仏の過去一世紀に亘る重商主義戦争のクライマックスというべきナポレオン戦争が進行中であり、ここアジアにおいても英仏の対抗を主軸としつつ、それに加えてとりわけ当時「中立国」なる資格においてアジア貿易に伸長著しかったデンマークおよび新興アメリカなどを捲きこんだ商業戦が展開されていた。

第三に、ウェルズリがインド植民地化の第一義的目的を、貨幣即富なる重商主義的理解ともつながるところの、外国貿易にもとづく貨幣資本の収奪・集積に置いていたと考えること。従来のアジアを舞台とした商業戦を特徴づける事情は、なによりこの貿易が胡椒・綿製品・茶等のアジア特産物の輸入貿易に著しく偏していたことであり、同時にそれら物産が多く再輸出を目的として獲得されたこと、すなわちこの貿易の仲継貿易的性質である。こうした特徴は当該期にも維持され、それは前稿で見た如くウェルズリをして、独占権修正の目的を「インドの製造品・生産物をできるだけ多くインドからロンドンへ輸出すること」および「ロンドンをしてアジア物産の世界の中心市場とすること」として語らしめたのであった。われわれはかかる特徴を背景とした上のウェルズリの発言のうちに、インド物産をより大量により安価に獲得せんとする植民地収奪への強い志向と、同時にその再輸出をつうじて多額の順なる貿易差額を実現せんとする政策目標、そして両者相まって産業資本の蓄積に資する貨幣資本の収奪・集積をこそ何より追求せんとしたウェルズリの政策意図を看取しうるのである。

以上総じてわれわれは、ウェルズリの構想を、基本的に、伝統的なアジア貿易観を踏襲した、重商主義的植民地建設と規定しておきたい。そしてここで彼のかかる構想を必然化させた背景を探るとすれば、それは、イギリス産業資本

が、ことアジア市場に関しては、いまだ自らの生産力的優位のみをもってしては輸出市場としてそれを開拓しえないという、当段階における彼らの未成熟性にあったといえるであろう。

さて以上の如く彼の構想の歴史的規定性を捉えるなら、彼が眼前に見出したのは何であったか。ここで前稿での検討結果を振り返るなら、会社は自らの統治機能の拡大をつうじてインドに対する領土的支配の飛躍的拡大を達成し、インドの生産組織に対する支配力の格段の前進と巨額な領土的歳入とをもたらし、構想実現の前提条件を一挙に整備したのであった。ところが他方で余りに性急な膨張政策は、実際には会社の資金的基礎を奪い、会社貿易の停滞・縮小を余儀なくするとともに、今や会社の存立さえも脅したのであった。総じてウェルズリの構想実現に対する会社の主軸的位置と同時にその役割の限界性、これが前稿で確認された事実であった。本稿の眼目は、こうした会社の露呈した限界性が在インド私商人によって如何に補完されたかを追跡し、もって独占権修正がそうした私商人の位置付けから必然化されたことを論証することにある。

さてまず、英印貿易を發展せしめるといふ政策目標に照らしたとき、自らの發展にとってこの上ない条件が生み出されながら、これを自身では現実化できない会社貿易という、ウェルズリが見出した一方のものに対し、彼が見出した他方のものが、在インド私商人がこの時期までに大きな成長を遂げ、英印貿易を遂行する潜在的能力を高めつつ、実際に英印貿易参入を強く要求していたという事実であった。従ってなにより私商人の成長をこそ、独占権修正の基本背景として位置づけなければならない。これが一つ。と同時にわれわれは、会社貿易の不振という事情もまた、別の重要な背景として捉えることができよう。なぜなら、上の政策課題に照らしたとき、ウェルズリにあっては、会社貿易の不振を補うためには今や私貿易に期待せざるを得ず、それだけますます私商人の要求に耳を傾けざるを得ないという関係が存在するからである。次に示すウェルズリの発言は、こうした関係を証明するものといえる。すなわち1800年会社が財政難のためにインドでの商品買付けを削減せざるを得なかった時、彼は

次のように述べつつ私商人参入政策を実行した。「今季私商人が市場で会社の代役を務め、会社の資金によっては行うことのできないインド製造業に対する支援（ここに支援というのは主に現地生産者に対する商業的前貸をさす一引用者）が彼らをつうじて可能になるように、私商人にあらゆる便宜が与えられねばならない。」⁵⁾ ここからは、私貿易を不振に陥った会社貿易の補完物として積極的に育成しようとするウェルズリの姿勢が明瞭に看取しうるとともに、独占権修正がそうした彼の姿勢の体現物にほかならないことを理解することができる。会社の精力的な膨張政策→会社貿易の不振→独占権修正なる連関は、本稿での結論的主張の一つをなすが、われわれはさしあたり以上の点を確認したうえで、本章では以下、私商人の成長およびそれと貿易独占がいかなる矛盾を生み出したかについて具体的に明らかにし、もって上の点を深めていくことにする。

(1) 私商人の成長

ここでは私商人の成長ぶりを示すいくつかの指標を、会社の活動規模との比較に留意しつつ呈示し、合わせ私商人の活動の概略を紹介しておきたい。まず彼らの人数についてみると、彼らの活動の中心地ベンガルで1790年代初頭に1300人程に達したとされ⁶⁾、その数は1794年にベンガル管区に所属した会社使用人および本国政府軍を合わせたイギリス人の約3割にあたる⁷⁾。

私商人の活動の実態については今後適時触れられるが、私商人の活動は大きく、(1)海上貿易、(2)内陸商業、(3)各種金融活動に区分しうる。まず海上貿易において彼らは、東は中国（広東）より西は紅海・アフリカ東岸に至る広大な領域に貿易の網を広げ、最も比重の高かった中国貿易を会社のそれと比較す

5) Letter from Governor-general to Select Committee, 9 April 1801, cited in A. Tripathi, *Trade and Finance in the Bengal Presidency 1793-1833*, 1956, p. 64.

6) 松本睦樹「ベンガルにおける Agency House の形成」同志社大学『経済学論叢』第32巻3・4号, 1984年, 207ページ。

7) 会社使用人および本国政府軍将校の合計は4,207人である。前掲拙稿第2表参照。

ると、1790年代をつうじ額にして広東からの輸出で5割、輸入で6割に達した⁸⁾。次に海上貿易の遂行手段たる船舶の所有状況をみると、カルカッタの私商人は1800年4月時点で計32隻・総トン数2万トン弱の欧亜貿易にも使用可能とされた船舶を所有し⁹⁾、会社がインド・中国貿易に対して用船契約を結んでいた船舶が計73隻・総トン数77,842トンであったことから¹⁰⁾、上記のカルカッタ私商人の所有船舶のみでトン数にしてすでにその26%に及んでいる。さらに彼らの海上貿易・船舶業を支えた造船業の発展については次の数字を挙げることができる。すなわちカルカッタにおいて私商人によって建造された船舶は、1784年からの20年間に35隻・17,020トンであったものが、次の5年間だけで75隻・32,507トンへと急増し¹¹⁾、1800年前後における急成長を裏づけている。続いて内陸商業において私商人は、前貸や融資をつうじて現地人生産者を自らの生産のために編成し、また現地人商人との取引をつうじて、自身の海上貿易に供するインド物産調達機構を組織した。最後に金融活動としては、銀行業・保険業・手形取扱業などを挙げることができる¹²⁾。以上に示した僅かの事実からだけでも、私商人は今やアジアにおいて会社に伍する経済組織をつくりあげ、インド物産調達より本国輸送にいたる独自のルートを組織する潜在的能力を高めていたということができよう。

(2) 私商人の送金問題

以上に概観した私商人の成長と独占権との矛盾は、いわゆる私商人の「送金

8) 松本睦樹「広東貿易と決済問題1775-1837」同志社大学『経済学論叢』第29巻1・2号、1980年、202ページおよび205ページの図より計算。

9) An Account of ships fit for the English trade sailing from Calcutta, Fort William, 4 April 1800, (Bengal Board of Trade Proceedings, April 1800, vol. 146) printed in S. B. Singh, *European Agency Houses in Bengal (1783-1833)*, 1966, pp. 308-12より計算。

10) J. Sutton, *Lords of the East*, 1981, Appendix 9, pp. 166-8より計算。

11) S. B. Singh, *op. cit.*, pp. 19, 20.

12) 1770年代から80年代にかけて三つの銀行 (Bank of Hindostan, Bengal Bank, Central Bank of India) がイギリス人によって設立され、また1804年時点でカルカッタにイギリス人の経営する保険会社が6つあった。

問題」として中心的に顕現し、それは私商人の成長の端的な表現であったとともに、この問題への対処如何が英印貿易発展への重要な鍵を提供した。次にこの「送金問題」に焦点をあてつつ考察を進めよう。まずここで「送金」といわれたのは、会社・会社使用者・私商人がアジアで多かれ少なかれ略奪的に獲得した貨幣的富(さしあたりは銀形態)を本国の代理人に送付することを意味している。元来一獲千金を夢み、いわゆるネイボップ nabob (インド成金) 神話に心躍らされてアジアに來航した私商人であってみれば、本国送金こそ自らの^{レゾン・デートル}存在理由ともいうべきものであった。さてその際、ヨーロッパにおける銀評価の相対的低位性に加えて、貿易利潤を付加するというメリットから、送金は銀を直接送付するのではなく、一担銀をアジア物産に投資し、それをヨーロッパで販売すること、すなわち輸入貿易に媒介される形態が選好された。従来会社貿易も、ディワニ獲得以降は、領土的歳入の剰余のかかる形態での「送金」を基調とし、またおよそインド物産獲得に付帯した略奪性からしても、当時のインド貿易がインドよりヨーロッパへの富の流出をもってその重要な特質としたことは周知のところである。そのなかで私商人の手に集積された富の送金は、後に示す如くその額からして、すでにヨーロッパへの富の流出の主要経路の一つをなしており、従って彼らの資金がどのようにインド物産に投資され、またいかなるルートを辿って本国代理人の手に送付されるかは、各国の商業戦の帰趨にとって侮り難い重要性をもった。従ってウェルズリの政策目標からすれば、私商人の送金のロンドン向貿易ルートへの包摂が目指されることになるのはいうまでもない。ところで従来の欧亜貿易を会社が独占するという事情の下では私商人の送金は会社貿易に媒介されねば行いえない。それは主に次の二形態において行なわれてきた。

a 会社手形による送金

私商人はアジアの会社当局に銀を払いこみ、代りに本国会社取締役会宛の送金手形を受け取る。この手形は私商人のロンドン代理人に送付され、彼らは会社の売上よりポンドをもって支払を受ける。これは会社がアジアで私商

人より商業資金の融資を受け、その資金にもとづいた本国での売上より返済することを内容とする。

b 会社船への物産積載にもとづく送金

この形態は、私商人の所有する物産を会社船をもって本国へ輸送し、会社の競売をつうじて価値実現をはかるというもので、私商人は会社に対し運賃・保険料・手数料を支払ったものの、それらを上回る売上と買付原価との差額を実現しえた点で、手形による送金より有利であった。この形態には(a) 会社船乗組員のもつ特権 *privileged tonnage* を購入するものと¹³⁾、(b) 1793年の譲歩にもとづくもの¹⁴⁾との二種類があった。

さて以上の両形態に共通するのは、これらの送金経路が会社の強い統制下にあり、私商人の送金要求とストレートに結びつかないことである。なぜなら手形発行額、会社船の派遣数・派遣時期とも、会社が市況や自らの財務状況にもとづいて決定する自身の貿易計画がこれを規定し、その上為替レート・支払期限・運賃・手数料等の決定権は会社側にあったからである。その一方で私商人の手に集積される富は顕著な拡大をみせ、ここに会社の提供する送金手段をもってしては私商人の送金要求を満足せしめないという意味での私商人の「送金問題」が生じたのである。彼らはまず従来の送金経路の量的拡大と諸条件の改善とを求めたが、当該期においては、既述の潜在的貿易遂行能力の上昇を自覚するが故に、送金問題を根本的に解決するとともに、むしろ彼らの全活動に一大跳躍を与えるというべき方策、すなわち自ら所有する船舶をもつての英印貿易参入を要求するにいたったのである¹⁵⁾。

(3) 私商人と諸外国のインド貿易との結びつき

では送金経路に窮した私商人は、いかなる方法によって送金を果たしたのか。

13) 会社は従来より会社船乗組員に彼ら自身の物産を会社船に積載する権利を与え、かつこの権利は売買の対象となったが、その総計は大きなものではなかった。

14) 前掲5) 参照。

15) 彼らの要求は、たとえば次なる彼らの本国監督局にあてた請願書にみてとることができる。

それはイギリス以外の諸外国のインド貿易に貢献する形でのそれであった。まさにさきの構想実現の反対物にはかならない。それは主に次の二形態において行なわれた。(1)外国商人に銀や物産を手渡し、代りに外国商人のロンドン代理人宛の送金手形を受けとる(外国商人に対する信用供与)、(2)自らの船舶を外国船と偽ってコペンハーゲン・リスボン等の大陸ヨーロッパの港へ航行させる(航海条令違反)。こうした外国商人をつうじた送金がどれだけの額に達するかは、これらの行為が非合法のものであったことから資料による確定は難しい。ここではファーバー H. Furber の挙げる数字を示すにとどめる。彼によると、当該期より若干遡るとはいえ、1785年から90年にかけてフランス東インド会社のロンドン代理人に対し76万ポンドの手形が差し出され¹⁶⁾、一方1783年から10年間にデンマーク東インド会社がインドで振り出したロンドン払手形が86万ポンド¹⁷⁾、加えてデンマーク人私商人をつうじた送金が210万ポンド¹⁸⁾あったという。以上の数字を単純に年平均にすると、フランスおよびデンマークの商人に対してだけですでに年間46万ポンドが彼らの商業資金として貸し与えられたことになる。他方この時期のイギリス東インド会社のインドにおける商品買付額が年間100—150万ポンドであり、またイギリス以外の各国の買付額はイギリス会社のそれを上回るものではないから、さきの額だけでイギリス会社の買付額の最低3割を占めるとともに、フランス・デンマーク両国の買付原価

Memorial of Merchants, Agents for Persons residing in the East Indies, to the Right Honorable Commissioners for the Affairs of India, 8 June 1801, in *Supplement to the Appendix to the Fourth Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company*, 1812. なお本稿では、IUP 社発行の *British Parliamentary Papers* 所収のものを用いた。この請願書を仔細に検討すると、1793年の措置に対する不満は以下の三点に要約しうる。(1)会社から提供される積載量が一般的に不足している、(2)会社からの提供は市況に敏速に対応するものでない、(3)運賃および保険料が割高である。これらの不満は、彼らの物産を運ぶのがあくまで会社船にあることにもとづくといえる。1793年の特許状改正により、独占権修正は以後20年間の存続を許されたので、彼らは自らの船舶参入を合法的ならしめるために、それらが一旦会社によって雇われ、その後私商人に貸し与えられるという形式をとるよう会社に要求し、ウェルズリの措置もそうした形をとったものであった。

16) H. Furber, *John Company at work*, 1951, p. 50.

17) *ibid.*, p. 123.

18) *ibid.*, p. 135.

の相当部分を賄うにいたったことは疑いない。続いてアメリカ人商人との結びつきについて、ここでは私商人の請願書のなかの次なる下りを紹介しておこう。「現在のところこうした侵食に最も成功しているのはアメリカ人であると思われる。彼らは自身の資本もインド市場に見合った商品も殆んど持ちこむことなく、たいていイギリス人の資本と信用に依存してあのような繁栄した貿易を営んでいる。」¹⁹⁾総じて次のようなウェルズリの発言こそは、彼をして独占権修正に踏み切らせた決定的事情の表白であるとともに、およそ独占権がいかなる目的のもとに生まれ、そしてなにゆえに消滅せざるを得なかったかに対する一つの本質的解答を呈示している。

「従来英印貿易を規制してきた原則（会社による貿易独占をさす—引用者）が、実際にはそれがまさに避けることを意図してきた事態を生み出したことは驚くべきことである。（傍点は引用者）この誤った原則が、インドの港を外国船舶で満たし、ヨーロッパとインドとにわたって、諸外国をして多くの品目においてわが社と競り合うことを可能にし、……（アジアにおける）われわれの商業的および政治的利害の基礎を脅した。」²⁰⁾

われわれは以上の発言からさしあたり次のようなウェルズリの理解を読みとることができる。(1)貿易独占は、元来会社貿易をもってイギリスがアジア貿易を支配することを目的に会社に与えられた保護措置であったこと。(2)しかるに今や、従来例外的存在であった私商人の成長により、同じ政策目標に照らして貿易独占が目標達成の反対物を生み出すに至ったこと。ここで確認されねばならないのは、ウェルズリにあっては貿易独占が頭初より国益を蹂躪した、もっぱら会社の利己的利益のみをはかる政策とは捉えられていないことである。すなわちアジア貿易を支配せんとする首尾一貫した国家目標に照らして、頭初積極的な意義をもった貿易独占が、ある時点より桎梏に転化し、そのある時点がまさ

19) Memorial of Merchants..., in *Supplement to the Fourth Report*, p. 67.

20) Letter from the Governor-general to the Court of Directors, 30 Sep. 1800, in *Supplement to the Fourth Report*, p. 34. 本書簡は、ウェルズリが会社取締役会に対して彼の政策を説明し、許可を求めたもので、彼のこの問題に対する考え方を知るうえで好個の素材をなす。

に当該期にほかならぬとの理解が示されているのである。この理解は、貿易独占の歴史的意義を一貫して否定面でのみ捉えてきたわが国の通説とは著しく異なり、貿易独占ないしおよそ会社史全体を評価するうえで今後の指針とすべき内容を含んでいる。総じて、今や諸外国のインド貿易に貢献するほどに私商人が成長を遂げたこと、これがウェルズリをして独占権修正に踏み切らせた基本背景である。

(4) 膨張政策と送金問題

ここで次なる問題を設定しよう。すなわちさきの「送金問題」を解決するにあたり、ウェルズリには独占権修正に踏みこむ以外に方策はなかったのかと。以上の設問に対し検討するべきは、さきに示した旧来の送金経路の拡大をもって事に対処しえないかという点である。以下の考察は、送金問題への対処という局面において、精力的な膨張政策が、会社の提供する送金経路を一段と細くするように作用し、もって独占権修正をそれだけ一層促進したことを示すであろう。第一に会社手形の発行増について。手形発行は本来会社が商業資金の融資を受けることを内容とし、そのかぎりで会社固有の利害からも要請されるものといえる。だがここに障害が存在した。それは前稿で確認された年々の収支において赤字を計上するに至った会社の本国における財政難である。それは会社の手形支払能力の減退を意味し、そこから為替レート、支払期限等の発行諸条件の私商人にとっての不利化が余儀なくされ、結局会社手形は外国商人の振り出すより有利な手形に対抗しえなくなったのである。次に会社船利用の便宜拡大はどうであろうか。この点においても精力的な軍事活動の与えた次のような障害をみないわけにはいかない。(1)本国政府の徴用にもとづく会社船の減少、(2)極めて割高な戦時運賃・保険料の設定²¹⁾、(3)戦争の影響による会社船の到

21) フィリップス C. H. Philips の挙げる数字を示すなら、対仏戦争中、デンマーク・アメリカと
いった「中立国」の船舶の運賃が平均でトン当り20ポンドであったのに対し、会社船は35ポンド
であった。C. H. Philips, *The East India Company 1784-1834*, 1940, p. 106.

着・出港時期の不正確化および航路変更の頻発²²⁾。加えて両者に共通な障害として、会社が膨張政策のもたらした財政難を大きな理由にインド産綿製品に対する代替商品開発に成功していないという事情は、たとえ他の条件が揃っていたとしても、私商人の送金を媒介すべき会社貿易の拡大の困難性を窺わせるに十分である。こうして英印貿易発展への重要な鍵をなした私商人の送金問題への対処という局面においてもまた、膨張政策→独占権修正なる関係が浮かび上り、ここで本章冒頭での関係の指摘と合わせ、両者の関係から次の如き会社の命運に刻印された、いわばパラドキシカルな関係を導くことができよう。すなわち、会社は膨張政策にもとづきイギリスのインド支配を格段に前進させたこと、まさにそのことによって、ここではいわば否定的・消極的に自己の独占的地位からの転落を招いたこと、これである。

II インドに対する領土的支配の拡大と在インド私商人

だが膨張政策と独占権修正との関係はそれだけにとどまらない。本章の課題は両者の関係をより多面的に考察することにあるが、ここでの結論は次の二点におかれる。(1)これまで独占権修正の基本背景として位置づけられてきた私商人の成長が、実は、多分に会社の膨張政策の「成果」を自ら取り込むことによって達成されたものであること、その意味で会社は、自身いわば積極的に独占権修正の要因をつくり出したといえること。(2)他方会社の統治活動は今や多くの点で私商人によって支えられて始めて可能となり、総じて会社と私商人とは多側面にわたって相互依存関係を有していたこと。

(1) グジャラートおよびアウドに対する征服過程

22) 次稿でみるようにウェルズリの政策に反対した会社取締役会でさえ、次の点を承認せざるを得なかった。「会社の遂行する戦争および政治的諸活動の結果、会社船は到着、出発の時期が不確かで、航路変更が多く、積載準備期が私商人にとって時宜に適わぬことが多く、加えて積載量も著しく不足し、……ために商人は右往左往し、落胆させられる」(傍点は引用者) Report of the Special Committee, to whose Consideration the Letter from Mr. Dundus was referred, 1801, in *Supplement to the Fourth Report*, p. 10.

以上の点を論証するうえで、われわれはまず膨張政策の具体的事例としてグジャラートおよびアウド両地方²³⁾に対するそれを、主にナイティンゲール P. Nightingale, マーシャル P. J. Marshall, およびマカジー R. Mukherjee の叙述を素材として概観したい。ここでは、両地方に対する征服が私商人の要請に導かれたものであり、事実彼らは会社の領土的支配を足場に大きな成長を遂げたことが示されるであろう。

まずグジャラートの事情から始めよう。従来基本的にマラータ同盟の支配下に置かれてきた同地方は、18世紀後半以降の会社貿易にもとづく中国茶の木国輸入が拡大するに伴い、その対価となる原綿の産地として注目を浴びるようになり²⁴⁾、この原綿の中国への輸出を担ったのが主にボンベイに拠点を置くイギリス人私商人であった²⁵⁾。彼らは現地人商人をつうじて原綿を入手し、自らの船舶で広東へ運んだ²⁶⁾。さてその際彼らの取扱う原綿が会社領以外から現地人商人をつうじて獲得されたことは、そのことに伴う諸困難を彼らに与えることになった。彼らの主張に耳を傾けるなら、困難は次の諸点に存在したという。(1)関税等様々な名目にもとづく現地政府からの課税、(2)現地勢力支配下の港湾への出入の制限、(3)現地人商人の不正—原綿の品質低下、輸送の遅滞等²⁷⁾、(4)海賊の跳梁、(5)ヒンズーとムスリムの対立を背景とする生産者の暴動、(6)そしてなにより、上記の不正・混乱を取締るどころかかえって加担している現地勢

23) グジャラートはインド西部のキャンベイ湾を囲む地帯をいい。他方アウドはベンガル北西に位置する。前掲拙稿第1図参照。

24) 1775年から1800年までの間にインドから中国へ輸出された商品の半分がグジャラート産の原綿であったといわれる。P. Nightingale, *Trade and Empire in Western India 1784-1804*, 1970, p. 128.

25) 1775年から1800年までの間にインドから中国へ輸出された原綿のうち $\frac{1}{2}$ のみが会社勘定であった。P. Nightingale, *ibid.* p. 129.

26) 彼らは広東で売上を会社の広東財務局に払いこみ、かわりに本国取締役会およびインド政庁宛の送金手形を受けとった。

27) 中国貿易はモンスーンを利用するもので、獲得した原綿は適当な時期までに洗滌され、港へ運ばれねばならなかった。こうした事情を知る現地人商人は、仙格のつりあげをねらってしばしば洗滌、運搬の引き延ばしをはかり、彼らと組んだマラータの役人がそれを援助することも多かった。さらに原綿に種子や木の葉、ゴミが多く含まれることもしばしばで、現地人商人は重量を増すため水に濡らすことさえした。P. Nightingale, *op. cit.*, p. 18.

力の存在自体。

ところでボンベイのイギリス人私商人のうちで有力なものは、その多くが会社使用人でもあり、彼らは私商人としての利害を背負う一方で、会社の政策決定に干与しうる立場にあった。そのなかでたとえば、主計将校にして原綿商人でもあったフォーセット H. Fawcett は、現地人商人の不正による原綿の粗悪化を嘆いて、その対策は会社が積出港を領有し、また粗悪さの程度に応じて没収や罰金徴収を課すような規則が作られることにあると訴え²⁸⁾、また同様の内容であるが、会社がグジャラートの一部を併合した際のことを、後に本国議会で次のように述懐している。「これらの地域の一部が……会社に割譲された時、非常に大きな、かつ根拠のある願望を抱きました。その願望とは、（原綿の）粗悪化をくい止め、その品質を向上させるに有効な方策が、適当な規則の制定と裁判所の設置とによって可能となるであろうというものです。」²⁹⁾この願望が自らの原綿商人としての利害にもとづくことは贅言するまでもないところである。

フォーセットを含め自ら私貿易を行う使用人と、彼らのパートナーをなした私商人とによって主導されたボンベイ政庁は、明らかに原綿獲得の増進を主要目的としてグジャラート征服をウェルズリ指揮下のベンガル政庁に再三打診し、これに対しウェルズリは1800年以降幾度かの戦争をつうじてこの地方に会社直轄地を拡張し（前稿第1図参照）、その結果1805年には北方からボンベイに運ばれる原綿の十以上が会社領で生産されたものとなり、加えて主要な積出港を領有したため、今やこの地方の原綿生産に対するイギリスの支配力は格段に強化されることになったのである。

続いてアウドに対する征服に関しても両者の間に同様の関係が認められる。会社領とアウドとの経済的交渉は1790年代より急速に拡大し、その主役を務め

28) P. Nightingale, *ibid.*, p. 205.

29) *The Fourth Report*, Appendix 47, p. 192.

たのはここでも私商人であった³⁰⁾。彼らの活動の主軸は、綿製品・原綿・インディゴ・砂糖等のアウド産商品をベンガルに持ちこむことにあったが、その際アウド全体の支配者 (Vizier) および種々の徴税請負人 (Zemindar, Amil 等) の課した関税は、彼らの活動にとっての重大な障害をなした。すなわち Vizier は輸出関税を課し、一方 Zemindar, Amil 等の課す局地的な通行税は一県 (district) あたり100以上あったという。こうした事情は、あるイギリス人商人をして、「きわめて多様な」関税は、「それらを総計すると余りに多額で商売にひき合うものではなく、結果的に商人を破滅に追いやるものである。」と激しい噴りを口にさせたのであった³¹⁾。また私商人のなかには所有する物産を現地支配者によって略奪される者もあり、彼らは自らの利益が脅かされると、会社に自身を擁護するべく干渉してくれるようしばしば要請した³²⁾。

かかる事情を背景に1800年のアウド侵攻は行なわれた。それはアウドの半分以上の地域の併合と残りの地域に対する支配力の強化とをもたらしたが、さきほどの関税についてはベンガル税務局の文書に次のような記述がある。「ドーブ地域 (会社が併合した地域—引用者) における原綿耕作を奨励するために、あらゆる通行税が廃止され、原綿がベンガルに輸入される時は1マウンド (=96ポンド) あたり4アンナ (=オルピー) の税がかけられる。一方会社領以外から (ベンガルに) 輸入される原綿には8アンナが課せられる。この措置は会社領における生産奨励策として機能する。」³³⁾見られるとおり、会社はその政治的権限の行使によって私商人の不満をとり除き、もってアウドでの原綿増産を進めんとしたのである。

30) 1796年、ルクナナの商業駐在官は、アウドの商業の殆んどがヨーロッパ人私商人の手中にあると報告している。P. J. Marshall, "Economic and Political Expansion; The Case of Oudh", *Modern Asian Studies*, vol. 9, No. 4, 1975, p. 472.

31) G. Ousley's evidence, 20 June 1806. cited in P. J. Marshall, *ibid.*, p. 472.

32) たとえば次のような事例がある。Robert Orr なるイギリス人商人がドーブ (ベンガルの地名、のちウェルズリにより併合) でインディゴを略奪され、まず現地人のパトロンである Amil に訴えたが埒があかず、続いてルクナウの会社商館に訴えたが甲斐がなかった。 *ibid.*, p. 473.

33) Bengal Board of Revenue Proceedings, 1 Nov. 1804. cited in R. Mukherjee, "Trade and Empire in Awadh 1765-1804". *Past and Present*, No. 94, 1982, pp. 96-7.

ここで併合に伴う交易の変化を跡づけるなら、ベンガルにもちこまれる物産は併合を境に量的に飛躍的拡大をみせるとともに、商品構成が根本的に変化した。すなわちベンガルへの輸出額は、1795-6年の500万ルピーから1803年の1340万ルピーへと2倍以上に増加し、後者のうち760万ルピーが会社領からもたらされたのであった。また前者において60%を占めていた綿製品は、後者のうち会

第1表 カルカッタから中国へ輸出された原綿量

年 度	梱 数
1800	15
01	77
02	9,026
03	26,922 ³⁴⁾
04	38,861
05	60,000

出所) R. Mukherjee, "Trade and Empire in Awadh 1765-1804" *Past and Present*, No. 94, 1982, p. 98 より作成。

ィゴの主要な産地ともなった³⁵⁾。

以上は限られた事例とはいえ、われわれはここから、現地生産組織に対する強力な支配権を意味する会社による領土保有が、停滞的な会社貿易よりむしろ私貿易の成長に結びついたことを確認しうるとともに、かくの関係をウェルズリによる私商人育成策の別の主要局面として位階づけることができる。そしてさらに視野を広げて考察するなら、上の経過には、この時期のアジア貿易のドラスティックな構造変化に関わる全体的連関が示されていることに気づかないわけにはいかない。ここに構造変化とは次の二点をさす。(1)前稿で確認したところの、対インド貿易におけるインド産綿製品の本国輸入の衰退と、それに伴

社領からもたらされた物産に対して僅か13%を占めるにすぎず、73%が原綿で占められていた³⁴⁾。すなわちアウドからもたらされる物産の大宗が綿製品から原綿へと変化したのである。これを受けて第1表に示されたように、カルカッタから中国へ輸出される原綿の量も併合を境に顕著な増加をみせることになった。またアウドは本国へもたらされるインデ

34) 以上の数字は R. Mukherjee, *ibid.*, pp. 95, 6.

35) 1796年から98年にかけてロンドンへ持ちこまれたインディゴのうち、6-7割がアウド産であった。P. J. Marshall, *op. cit.*, p. 476.

第2表 会社の競売による売上の商品構成

* (1798/9—1804/5年の年平均) 単位 千ポンド

品 目	会 社 貿 易		私 貿 易	
	価 額	%	価 額	%
茶	3,431	51.1	238	9.6
綿 製 品				
イ ン ド 産	1,841	27.4	612	24.5
中 国 産	62	0.9	23	0.9
生 糸	451	6.7	51	2.0
香 料	446	6.6	61	2.4
インディゴ・砂糖他	263	3.9	1,452	58.2
硝 石	213	3.2	32	1.3
コ ー ヒ ー	12	0.2	27	1.1
合 計	6,719	100.0	2,496	100.0

注) (1)私貿易の持ちこむ物産はその殆んど会社競売に付せられた。(2)上表にはインド貿易および中国貿易が含まれる。茶・中国産綿製品・生糸の一部を除いたものがほぼインド貿易による売上に相当する。The Fourth Report, pp. 492-3, Appendix No. 24 より作成。

う代替商品開発の必要性の増大。(2)中国茶貿易の顕著な拡大。これらに対し私商人は、まず前者に関して、上の記述および第2表がより明瞭に示す如く、インディゴ・原綿・砂糖等の原料・食料品の獲得で会社に優位し、他方会社の中国貿易は中国茶購入の対価となる商品が見出し難いことに重大なアポリアがあったが、そのなかで私商人のもちこむインド産原綿は、アヘンと並んで中国の需要する物産の大宗をなしていた。以上の点は、対インド貿易における工業品（綿製品）輸入から一次産品輸入への転換と中国にまで及ぶアジア貿易の一層グローバルな展開という構造変化（それは今後、イギリス産綿布のインドへの大量流入が加わることによって、周知の英一印一中を結ぶ三角貿易へと発展する）において、私商人がいよいよその枢軸に位置せんとしていることの表現である。だが他方でさきの事例から、こうした変化に、従ってそこでの私商人の成長に決定的に与って力のあったのが会社の遂行する領土的支配にほかならないことが明白となった。従ってここでの全体的連関とはまさに次のことである。すなわち会社がインドにおいて益々自らの統治機能を肥大化し、今や主権者た

る資格においてその下に存在する私商人の成長を促し、もって上記構造変化を強力的に推進していったこと、これである。そして会社のこうした役割は、今や会社存立の基礎となった中国貿易の発展をはかるうえでも³⁶⁾、またインド貿易を含め会社競売における物産を豊富化し、ロンドンの他ヨーロッパ集散地に対する優位性を確保することをつうじて会社自身の物産の有利な販売をはかるうえでも、会社固有の利害からも要請され、そこから浮び上ってくるのは、会社と私商人とがまさに相互依存的関係を有しつつ、そのうちにイギリスのアジア貿易の一層グローバルな展開が果たされたという関係にほかならない。

(2) 両者の相互依存性の諸局面

両者の相互依存性は以下の諸局面においても捉えることができる。

a 会社公債の引受

前稿で確認したように、会社はインドにおいて巨額な債務を累積させていたが、その債務を引き受けたのは、主に私商人と彼らを代理人とする個人資格のイギリス人(殆んど会社使用人)であった。たとえばベンガル管区は1801年1月時点で約1,000万ポンドの負債を負っていたが、そのうち780万ポンドが彼らによって引き受けられたのである³⁷⁾。すなわち今や会社の商業・統治活動は私商人および会社使用人、総じて会社=公的セクターに対する私的セクターの蓄積に依存することによってのみ可能となったといえよう。その一方で彼らは、領土的歳入の一割、年間120万ポンドにもおよぶ利払いを会社から引き出したのであった³⁸⁾。

b 会社の統治活動の直接的分掌

36) 中国貿易をめぐる会社と私商人との相互依存性を貿易の実態に即して指摘したものに、本山美彦「イギリス資本主義の世界化とアジアアヘンをめぐる東インド会社と広東商社の角逐—」小野一郎他編『世界経済と帝国主義』1973年所収、および松本陸樹前掲「広東貿易と決済問題 1775—1837」がある。参照されたい。

37) St. George Tucker's Minute on transfer of debt, 22 June 1801, Home Misc. 370, p. 769 cited in A. Tripathi. *op. cit.*, p. 81.

38) 前掲拙稿第3表より計算。

私商人はその商業・運輸活動をつうじて軍事物資を始めとする種々の物資を会社に納入し、また兵員や物資の戦場への輸送を担うとともに、その金融活動にもとづいて会社の管区間送金の仲介等を行った。これら会社と直接結びついた活動領域は私商人の活動全体に大きな比重を占めたものと思われ、従って会社の統治支出の一定部分がこうした活動をつうじて私商人の手に流れこんだといえる。本稿では紙幅の関係上これら諸点の具体的説明を今後委ねることにするが、たとえば私商人の次なる訴えは、会社の遂行した征服戦争に対する彼らの直接的貢献を裏づけている。「これまでインド諸勢力との戦争において、軍事目的のための船舶の不足がどれだけ感じられてきたか、そして最近の素晴らしい、完全な成功にわれわれのインド建造船がどれだけ貢献したであろうか。」³⁹⁾

c 会社使用人の貯蓄の私商人への預託

元来会社使用人には私貿易を行う権利が与えられていたが、18世紀後半以降の会社の統治機能拡大に伴い、彼らを私貿易から撤退させる方針が打出され、純粋な統治官僚への性格転化がはかられた。こうした転化はとりわけベンガル管区において進展していたが、会社使用人もまた、屢々法外なものといわれた俸給および種々の手数料収入からなる貯蓄（いうまでもなくその源泉は会社の領土的歳入）を本国の代理人に送金することを願い、その際私貿易を禁じられた彼らの用いた方法は、旧来からの会社手形の購入に加えて、新たに私商人に資金を融資し、本国で私貿易が実現した売上から本国代理人に返済させるという形態での送金であった。

以上の諸事実は、会社の獲得した巨額の領土的歳入の流れに関する次のような連関を示唆している。(1)領土的歳入は、一担会社の統治活動をつうじて会社の手を離れ、(会社の財政赤字)、他面で公債・手形発行による再吸収過程を孕みながらも、結局私商人および使用人からなる私的セクターに相当部分が蓄積され、私商人の成長の資金的基礎となったこと。(2)従ってインドにおける会

39) Memorial of Merchants . . . , in *Supplement to the Fourth Report*, p. 67.

社の財政赤字は、決して領土的歳入の本国への流入を否定するものではなく、財政赤字を前提するならば、むしろもっぱら私送金ルート（会社手形および私貿易）をつうじて多額の流入があったと考えられるべきこと。

(3) 独占権修正の結果—英印間私貿易の発展

ウェルズリの政策の結果、彼の在任期をつうじて英印間の私貿易は顕著な発展を遂げた。第3表はそのことを物語るが、第4表と比べることによって、この発展が主に私商人所有船舶の参入に担われたことが明白となる。また私商人の物産は、その殆んどが会社競売に持ちこまれたが、第5表が示すように、会社競売に占める私貿易の比重は、ことインド貿易に関しては、会社貿易と肩を並べるところか、それを上回る年さえあるほどに高まったのである。すなわち

第3表 英印間の私貿易の量的推移
(単位トン)

年 度	インドへの輸 出	インドからの輸 入
1793-4	919	
4-5	40	2,424
5-6	31	6,817
6-7	252	4,190
7-8	—	3,727
8-9	374	14,679
9-1800	196	9,782
1800-1	130	14,348
1-2	536	14,862
2-3	1,872	14,717
3-4	820	6,866
4-5	1,382	4,022
5-6	1,174	7,062
6-7	773	6,818

出所) *The Fourth Report*, p. 155, Appendix No. 40 より作成。

第4表 本国に来航したインド私商人の船舶数およびそれによって輸入された物産量
(単位トン)

年 度	船 舶 数	物 産 量
1795	—	—
96	1	485
97	1	1,271
98	—	—
99	11	9,973
1800	3	2,369
01	9	7,977
02	11	8,604
03	14	10,341
04	1	785
05	—	—
06	1	565
07	—	—

出所) *The Fourth Report*, p. 155, Appendix No. 45.

第5表 会社の競売でのインド物産の売上高

(単位 千ポンド)

年 度	私 貿 易	会 社 貿 易	総 計
1795-6	863 (19.6)	3,543	4,406
6-7	954 (21.9)	3,396	4,350
7-8	940 (31.0)	2,097	3,037
8-9	1,330 (22.2)	4,663	5,993
9-1800	2,118 (37.3)	3,565	5,683
1800-1	2,113 (34.7)	3,979	6,092
1-2	1,993 (39.2)	3,087	5,080
2-3	3,043 (56.8)	2,316	5,359
3-4	2,176 (49.3)	2,236	4,412
4-5	2,424 (55.4)	1,953	4,377
5-6	2,451 (52.1)	2,252	4,703

注) カッコ内の数字は私貿易の総計に占めるパーセントを示す。

出所) 会社貿易は *The Fourth Report*, pp. 494, 5, Appendix No. 25, 私貿易は同 p. 514, Appendix No. 45 より作成。

今やロンドンのインド物産市場を支える中軸は、従ってインドより富を汲み出す主要な経路は私貿易に移りつつあったといわねばならない。従ってここに至ってイギリスは、私貿易に依存することによってのみ、アジア貿易における優位を保つことができたのである。

小 括

ここで冒頭に掲げた課題に照らして本稿で明らかになったところをまとめれば次の如くである。

(1) ウェルズリにあっては、膨張政策と貿易独占権修正とは、まさに密接不可分の関係にあったこと。本稿で論証しえたのは、膨張政策が積極的・消極的いずれの意味においても独占権修正を促す重大な要因となったことであった。この点にもとづけば、ウェルズリの諸活動を貫く基本的すじみちとは、次のものである。すなわち、インドにおける領土的支配の拡大を含む一層徹底したアジ

ア支配構想をもって登場したウェルズリは、会社を自覚的に統治機関と位置づけ、会社をして構想実現の軸を担わせつつも、会社が構想実現に対し限界性を露呈するなか、私商人の活動をもってそれを補完せんとし、貿易独占権修正は、彼の私商人に対する従来にない積極的位置づけの端的な表現であった、と。

(2)以上のすじみちを貫いている会社と私商人との客観的關係として押えられるべきは、両者の多側面に亘る相互依存關係であり、それは両者の關係をもっぱら相互対立において捉えてきた通説の一面性を論破するものである。と同時にそこから、私商人を「平和的」、その意味で「近代的」資本と特徴づけ得ないことも明白であろう。なぜなら私商人とは、悲惨を極めた征服戦争を自ら要請し、それに貢献しつつ、他方その「果実」を搾り取ることによって成長を遂げた存在にほかならぬからである。

(3)以上の考察を前提すれば、われわれは当該期の会社の動態的变化を説明する論理を次の如く構想することができる。すなわちそこに進行したのは、会社の一方的な敗北や没落でもなければ、単なる私商人による会社の打倒過程でもなかった。むしろ会社がインドにおける統治機関として、また主に中国貿易の担い手として、イギリスのアジア支配の前進に積極的な役割を果たし、もって国際商業戦・植民地争奪戦におけるイギリスの勝利に貢献すればするほど、会社は一方で財政難の亢進をつうじてその存立の基礎をますます掘り崩され、他方で前にも増してやがて自らにとって代るものとしての私商人を自身の手で育成せざるを得なくなるという關係、これにほかならなかった。すなわちある積極的な役割を果たしながら、同時にそのことが自らの消滅を準備することになるという、いわば弁証法的な關係においてこそ、われわれは当該期の会社の推移を捉えることができるのである。さらに以上の關係展開の背後に進行し、その推進力となったものが、決してイギリス・アジア支配の「平和主義」・「人道主義」への移行ではないことも十分明瞭である。逆に主に東インド会社に依拠しつつ、同時に会社のもつ限界性を超えて（すなわち在インド私商人を擁護こみつつ）、アジアに対する一層徹底した「暴力的支配」を貫徹しようとしたこ

と、ここに当該期のイギリスの対アジア政策の真相があった。われわれは、ウェルズリによる貿易独占権修正を、かかる動向に対する端的な証明として位置づけることができよう。総じて本稿では、前稿で確認されたウェルズリの構想実現に対して会社の露呈した限界性が、私商人によって如何に補われたかが追跡され、そこから当該期の会社の動態的变化およびイギリス・アジア支配の動向に関わる上記諸命題が浮び上ったのである。われわれは次稿で、戦乱に明け暮れるインドからイギリス本国に立ち戻り、ウェルズリの諸政策をめぐって引き起こされた会社諸関係者間の論争を検討素材として、会社の歴史的役割について当該期の事態が示唆するところを総括的に検討しよう。

(1985年5月8日)